

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市元気な地域づくり支援事業補助金
補助の区分	提案型補助
補助の概要	個性豊かで活力ある地域づくりを推進するため、地域活動団体等が提案する元気な地域づくり支援事業に対し、補助金を交付する。
補助事業者	自治会、集落、NPO法人、ボランティア団体、商工会、イベント実行委員会、各種協議会等の市民が主体となって組織する団体
補助対象経費	賃金、報償費、旅費、需用費、役員費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費 他
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	コミュニティ活動促進事業・コミュニティ活動促進事業（集会施設等環境整備事業）：上限50万円、下限5万円 地域のまつり活性化事業：上限500万円、下限5万円
	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	コミュニティ活動促進事業：3/4以内 コミュニティ活動促進事業（集会施設等環境整備事業）、地域のまつり活性化事業：1/2以内
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由 地域の課題解決や交流促進等、営利を目的としない地域活動を支援し、集落等の負担を軽減するため、令和5年度までは補助率を3/4以内として据え置く。
数値目標等	A 数値化 補助事業を活用した地域づくり活動件数90件/年 団体の人数以上の参画による活動人口の増加
	○目標に対する費用対効果（計算式） 算出不可 ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 数値化は困難であるが、事業の継続を確認し、総合的に判断する。
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和5年9月30日
補助終期	令和6年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） ホームページ等で募集する
事業担当	（担当部署） 地域振興課 地域振興係
	（電話番号） 0259-63-4152（直通）